

契約書作成に関する留意事項

Chapter 3

3. 契約書～準拠法の制限・要式性等(ベトナム)

■ ベトナム：契約書作成時の注意点

▶ ベトナム法を準拠法とすべき契約

- ・ ベトナムにおいて締結され、ベトナムにおいてすべての義務が履行される契約については、ベトナム法を準拠法としなければならない（この場合当事者が外国法を準拠法とすることは不可）。
- ・ 外国法を準拠法に選択する場合でも、例えば国際商取引については、ベトナム法の基本原則に違反しないことが必要とされている。ベトナム法の枠内で有利な内容を獲得すべきである。→日越の法律専門家の相互チェックが不可欠。

▶ 契約書面の要式性、締結権限の確認の重要性

- ・ 法律上書面作成を義務付けられていたり、公証や認証まで要求されることがある（裁判所の判例の蓄積が十分ではないので、書面で細かな事項まで定める必要あり）。
- ・ 表見代理制度はないので、相手方の実質的権限の確認が特に重要。
- ・ 委任状、投資許可証、定款の確認。契約上表明保証も盛り込む。
- ・ 契約が無権限者によって締結されたと主張され、仲裁合意の無効主張がされたことも。



3. 契約書～準拠法の制限(中国)

■ 中国法を準拠法とすべき契約 (⇒国有資産の流失防止)

(涉外民事関係法律適用法司法解释、涉外民事紛争に関する法律適用の規定)

NO.1	中外合資経営企業契約
NO.2	中外合作経営企業契約
NO.3	三資企業(中国領域内)の出資持分譲渡契約
NO.4	外国投資家による中国国内の中外合資・合作経営企業の請負契約
NO.5	外国投資家による非外商投資企業の持分買収契約
NO.6	外国投資家による非外商投資企業の増資分の引受契約
NO.7	外国投資家による非外商投資企業の資産売買契約
NO.8	中外合作による自然資源の探査・開発契約

※外国投資家：外国自然人・法人・その他団体をいう。



3. 契約書～使用言語の制限(インドネシア)

■ インドネシア：言語法に違反する契約書の効力①

➤ 国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律（2009年法律第24号）

- ・ 第31条第1項

→ インドネシアの団体又はインドネシア人が当事者として含まれる契約については、インドネシア語を用いなければならない。

- ・ 第31条第2項

→ 外国の当事者が含まれる第1項に規定する契約については、当該外国当事者が使用する国語及び／又は英語で記載することもできる。

※ 言語法上、第31条第1項に違反する契約書の効力については規定なし。



3. 契約書～使用言語の制限(インドネシア)

■ インドネシア：言語法に違反する契約書の効力②

➤ 言語法違反の契約に関する裁判所の判断

- PT Bangun Karya Pratama Lestari v. Nine AM Ltd.では、テキサス州法人のインドネシア法人に対する約4,420,000米ドルの貸付に関して、インドネシア法を準拠法とし追完条項の定めのないローン契約を英文のみで締結した。返済に関して紛争が生じ、裁判手続において、借主側であるインドネシア法人が、言語法第31条第1項の違反等を理由として、英文ローン契約の無効を主張した。
- 2013年6月20日、西ジャカルタ地方裁判所は、言語法第31条第1項違反を理由の一つとして、米国法人とインドネシア法人との間の英語のみで締結されたローン契約全体を無効と判断。被告側が控訴。
- 2014年5月7日、ジャカルタ高等裁判所も上記地裁判決を支持、その後上告されていたが、2015年8月31日に最高裁が上告棄却。
- 追完条項の有効性については判断をしていない。

➤ インドネシア語・英語を併記した契約書を作成する方法

- 英語版で契約交渉を進め、内容が確定した段階で、信頼できる法律事務所等においてそのインドネシア語訳を作成し契約書に添付して二言語併記の契約書を作成。



3. 契約書～効力発生要件としての登記(ミャンマー)

■ ミャンマー：不動産登記（登録法 Registration Act）

➤ 登記＝不動産取引の効力発生要件

<p>義務的登録対象文書 (第17条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不動産の贈与に関する文書（第17条第1項(a)） • 不動産に関する権利等を創造、宣言、譲渡、制限又は消滅（以下「譲渡等」という）させる文書（100ルピー以上）（同項(b)） • 上記の譲渡等の対価の支払を確認する文書（同項(c)） • 1年単位若しくは期間が1年を超える不動産の賃貸又は賃貸の予約に関する文書（同項(d)） • 不動産の譲渡等を命じる裁判所の判断の執行に係る文書（同項(e)）
<p>任意的登録対象文書 (第18条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不動産に関する権利等を譲渡等する文書（100ルピー未満）（第18条第1項(a)） • 上記の譲渡等の対価の支払を確認する文書（同項(b)） • 期間が1年を超えない不動産の賃貸等に関する文書（同項(c)） • 動産に関する権利等を譲渡等する文書（同項(d)） • 遺言書（同項(e)） • その他登録法第17条に登録を要する旨の定めのない文書（同項(f)）

3. 契約書～TTAの有害的記載条項(フィリピン)

■ フィリピン：TTA（技術移転契約）規制①

➤ TTA（Technology Transfer Agreement）の定義

→ 商品の製造、手順の応用、サービスの提供のための体系的な知識の移転を含む契約
(例：FC契約、ライセンス契約)

➤ TTAの禁止事項（知的財産庁の承認を得た場合を除く）

→ 法定禁止条項が一つでも含まれている契約の強制力を否定

- ① 材料等の特定の業者からの調達や特定の人材の永続的な雇用を義務付ける規定
- ② 製品の販売価格や転売価格の決定権をライセンサーに留保する規定
- ③ 生産量や生産配分を制限する規定
- ④ 競合する技術の使用を禁止する規定（独占的TTA）
- ⑤ ライセンサーに有利な購入オプションの規定
- ⑥ ライセンスされた技術の使用から得られた発明等をライセンサーに無償で移転することを義務付ける規定
- ⑦ 不使用の特許について特許権者に対する実施料の納付を要求する規定
- ⑧ ライセンスされた製品の輸出を禁止する規定
- ⑨ 契約期間満了後に提供された技術の使用を制限する規定
- ⑩ 特許その他の工業所有権に対する支払いをその存続期間後に要求する規定
- ⑪ 実施権者が、特許の有効性について争わないことを要求する規定
- ⑫ ライセンサーが技術を現地の条件に適合させたり新製品開発に繋げたりするような研究活動を制限する規定
- ⑬ ライセンサーが技術を現地の条件に適合させることや技術の革新をもたらすことを制限する規定
- ⑭ ライセンサーの債務不履行責任または第三者による訴訟に起因する責任を免責する

3. 契約書～TTAの必要的記載条項(フィリピン)

■ フィリピン：TTA（技術移転契約）規制②

➤ TTAの必須条項

→ 必須条項のすべてが契約書に記載されていない場合、当該契約書の強制力を否定

- ・ 準拠法はフィリピン法とし、管轄裁判所は、ライセンシーの主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする規定
- ・ 契約期間中は、移転対象の技術に関する技法及び方法の改良を常に利用できることとする規定
- ・ 仲裁規定がある場合には、フィリピン仲裁法、国連国際商取引法委員会または国際商業会議所の仲裁規則を適用することとし、かつ、仲裁地はフィリピン国内か中立国とする規定
- ・ TTAに関するフィリピンにおける納税をライセンサーに負担させる規定



3. 契約書～実務上重要な条項(シンガポール等)

■ シンガポールその他：契約書に記載すべき事項

➤ シンガポールの特色

- ・ 契約書面の記載どおりの権利・義務が発生する場面が日本以上に多い
→ 権利関係を明確に書面化する必要性が高い

➤ 日系企業の実情

- ・ 合弁契約書、株主間契約書等の、進出事業の核となる契約書においても、重要な条項が規定されていなかったり、不備が見られたりする場合が少なくない

<重要な条項の例>

- Exit条項：合弁当事者間での交渉が行き詰った場合や事業不振の場合等における合弁解消・株式処分の方法等、事業撤退の際に必要な重要事項を、予め合意して規定する条項
- Change of Control条項：M&Aなどにより会社の支配権の変更があった場合に、契約当事者に解除権や契約変更権を付与することにより、敵対的買収等による合弁会社の技術・ノウハウの流出防止、又は、合弁パートナーの現在の資本関係の維持等を目的とする条項

※ 主要な契約書（合弁契約書等）の作成に、現地の法制度・運用に精通した専門家への相談をしておくことが、後日のトラブルの深刻化を防止するためには望ましい対応



当法人概要

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル

Mercury General LPC & Partners

東京事務所：東京都千代田区富士見1-6-1 フジビュータワー飯田橋903

TEL：03-5215-8875 FAX：03-5215-8876

大阪事務所：大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島NBFタワー11階

TEL：06-6344-4800 FAX：06-6344-4801

法人の特色：日本人弁護士がインド，シンガポールに駐在

外国法事務弁護士1名（原資格国：インド）、中国律師1名が所属

WEBサイト：<http://www.mercury-law.com/>



当法人概要

【主要取扱分野】

企業法務，倒産・事業再生，M&A

中国法務，インド法務，シンガポールを中心とする東南アジア法務

【ネットワーク】

中国： 現地法律事務所（上海、北京を含む各地の法律事務所）と提携

香港： 現地法律事務所（SIT, FUNG, KWONG & SHUM）と提携

インド： 現地法律事務所（PRA LAW OFFICES）と協働体制

シンガポール： 現地法律事務所（Harry Elias Partnership）と提携

その他，マレーシア，タイ，フィリピン，インドネシア，ベトナム，ミャンマー，スリランカ，ブルネイ，ドバイ，ブラジル等の法律事務所・会計事務所等とも連携。

クライアントのニーズに合わせた専門家の紹介やチーム組織等を行っている。